
平成23年度税制改正の主要ポイント

税理士 平野 尚人 税理士 得田 政臣 税理士・中小企業診断士 中嶋 聡

～ はじめに ～

本稿は平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)をベースに、平成23年2月22日現在明らかになっている情報に基づいて執筆しております。したがって、今後法令の詳細が明らかになった場合、記事内容と相違が出る可能性がある点を予めご了承下さい。

1 納税環境整備

(1) 納税者権利憲章の策定

「納税者に対して複雑な税務手続きを分かり易い形でお知らせする」という目的のもと、国税通則法の見直しを含めた「納税者権利憲章」が策定されます。

改正内容

① 国税通則法の見直し

国税通則法について、次の見直しが行われます。

- イ 国税通則法(第一条)の目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨が明確にされます。
- ロ 各税法にバラバラに記載されている「税務職員による質問検査権」についての関連規定や、(2)税務調査手続き、(3)更正の請求期間等の各種税務手続の明確化等についての規定が国税通則法に集約されます。
- ハ また、法律名が改正後の法律の内容をよく表すものとなるよう、題名が「国税に係る共通的な手続き並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に変更されます。

②納税者権利憲章の詳細

納税者権利憲章についての改正は以下のとおりです。

- イ 「憲章」の名称は、「納税者権利憲章」とし、「憲章」には以下の項目を記載すべきとされています。
 - (イ) 納税者の自発的な申告・納税をサポートするため、納税者に提供される各種サービス
 - (ロ) 税務手続の全体像、個々の税務手続に係る納税者の権利利益や納税者・国税庁に求められる役割・行動
 - (ハ) 納税者が国税庁の処分不服がある場合の救済手続、税務行政全般に関する苦情等への対応
- ロ 上記の項目は、現在、法律・政省令・告示・通達等、様々なレベルに記載されていますが、一連の税務手続に関して、これらを納税者に分かり易く示すため、平易な表現で一覧性のある行政文書として、国税庁長官が作成し、公表される予定です。
さらに「憲章」の策定を国税通則法において義務付けることとし、その策定根拠、「憲章」に記載すべき事項が法定されます。

●適用期日等：平成23年中に準備を進めた上、平成24年1月1日に公表

ポイント

納税者権利憲章では、納税者の立場に立って納税者が受けられるサービスや納税者に気をつけていただきたいこと等を一覧性のある形で平易な言葉で簡潔・明瞭に示すという目的が明確化されており、国税通則法の抜本的な改正につながる内容となっています。

(2) 税務調査手続き

今までは運用があいまいで、調査官の裁量に任されていた税務調査手続きについて明確化、法制化が行われることになりました。

改正内容

①事前通知

税務調査の事前通知について、調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高める観点から、次のとおり明確化・法制化が図られます。

- イ 全体構成